

おりませんので、上記仮処分申立てをした株主の概要には、2021年10月31日時点の株式名簿における所有株式数を記載しております。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。） の総数に対する 所有株式数の割 合（%）
サイブリッジ合同会社	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目30番8号	1,293,300	37.69

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

(1) 本却下決定を行った裁判所
大阪地方裁判所

(2) 本却下決定があった年月日
2022年2月9日

4. 本却下決定の内容

- (1) 本申立てを却下する。
- (2) 申立費用は債権者（サイブリッジ合同会社）の負担とする。

5. 今後の見通し

2022年1月26日付けプレスリリース「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、2022年1月26日開催の取締役会において、本新株式発行を決議（以下、「本決議」という。）いたしました。

当社は、本決議及び本却下決定を受け、本新株式発行を予定どおり実施いたします。

なお、当社は、本新株式発行を適法かつ適正なものであると確信しており、本却下決定は、当社の主張を認める妥当な判断であると考えておりますが、サイブリッジより、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性があります。

したがいまして、今後とも、当社から開示される情報に十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上